

令和 7 年 11 月 19 日
物流・自動車局保障制度参事官室

障害者支援施設・グループホームの人材確保を支援 ～公募に関するWeb説明会を開催します！～

国土交通省は、令和 7 年 11 月 4 日(火)より、自動車事故被害者の方が介護者なき後も安心して生活を送ることのできる環境を整備するため、障害者支援施設やグループホームの新設や開設後に必要となる介護人材の確保や介護器具の導入に係る経費の支援を行う補助事業（自動車事故被害者受入環境整備事業）の二次公募を開始しております。今回、**公募に関する説明会を令和 7 年 12 月 5 日(金)に開催**しますので是非ご参加ください。

1. 本補助事業の概要

別紙 1をご参照ください。

2. 対象事業者

- ・ 障害者支援施設
- ・ グループホーム

3. 日時

令和 7 年 12 月 5 日(金) 13:30～14:00 (30分)

4. 予約方法

以下のメールアドレスに必要事項をご記入の上、予約期限までにご連絡ください。その際、メールの件名には「補助金説明会参加希望（受入）」とご記載ください。
ukeirekankyou!koutsujiko-mlit.jp（!を@に置き換えてください）

【必要事項】

- ・ 事業者名（法人名・施設名）
- ・ 担当者情報（担当者名・メールアドレス）

【予約期限】

令和 7 年 12 月 1 日（月）まで

5. 注意事項

- ・ Zoomを活用したWebでの開催となります。
- ・ システムの仕様上、先着 70 事業者となり、申込み多数の場合は先着順とさせていただきます。
- ・ 1 事業者につき1名のみのご参加になります。
- ・ 予約完了事業者には、予約時の必要事項に記載のメールアドレス宛てに、後日、事務局より説明会の参加URL等の詳細をご案内いたします。

■問い合わせ先

○制度について

物流・自動車局保障制度参事官室

担当 小澤、渡邊

電話：03-5253-8111(内線41418)、03-5253-8580(直通)

○応募方法等について

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局(自動車事故被害者受入環境整備事業)

メールアドレス ukeirekankyou!koutsujiko-mlit.jp (！を@に置き換えてください)

背景・概要

～令和7年度から補助率が定額(100%)となる要件を緩和しました～

別紙1

介護者なき後の生活の場としては、グループホーム等が考えられるところ、重度後遺障害者を受け入れられる場の絶対数は少なく、さらに介護職員は人手不足が深刻な状況です。

そのため、自動車事故被害者の介護者なき後の受け皿を整備するため、グループホーム等の新設を支援するとともに、介護職員の厳しい人手不足の状況を踏まえ、介護人材確保や介護器具導入に係る経費を支援。

新設・増設年度

開設準備段階や開設後における人材雇用、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

※新設・増設初年度に限る。

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者を受け入れていること 等

補助内容

新設・増設の際に必要な初年度経費の一部

- ① 介護職員の人材雇用に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居予定者のうち自動車事故被害者の割合が8%以上)の場合は100%)

上限額

1,500万円

自己資金

本補助金
(国交省)

社会福祉施設整備補助金
(厚労省)

備品購入費、人件費、求人広告費等

本体工事費等

開設次年度以降

対前年比での賃金改善、介護器具の導入、求人広告等の経費を支援

補助対象事業者

・障害者支援施設 ・グループホーム

※補助対象年度中に自動車事故により重度の後遺障害を負った者を受け入れていること 等

補助内容

自動車事故被害者受入に必要な経費の一部

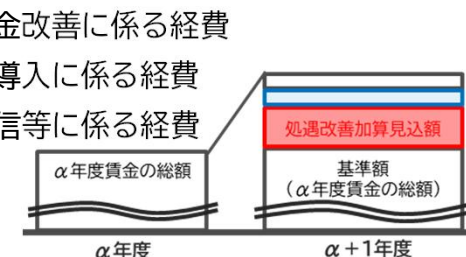
- ① 介護職員の賃金改善に係る経費
- ② 介護器具等の導入に係る経費
- ③ 求人情報の発信等に係る経費
- ④ 研修等経費

補助率

1/2(入居者のうち自動車事故被害者の割合が8%以上)の場合は100%)

上限額

1,000万円

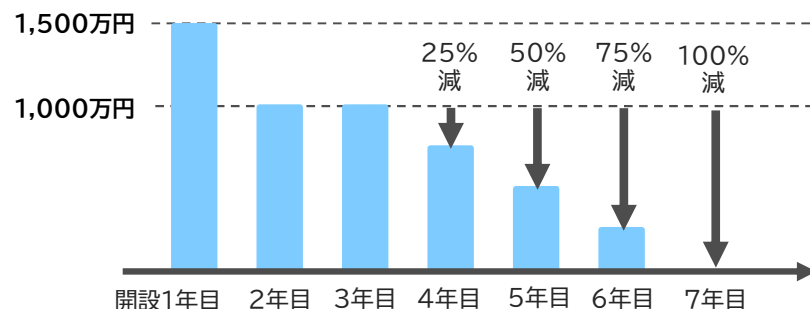


□ 自己負担(事業所)
□ 本補助(国土交通省)
□ 福祉・介護職員処遇改善加算(厚生労働省)

対α年度比で賃金改善を図った場合に障害福祉サービス等報酬との併給調整を図った上で、一定額を支援

補助上限額

開設時以後新たな事故被害者の受け入れがない場合



開設した年度が令和3年度以前で事故被害者の受け入れがある場合
(例: 令和7年度、令和10年度に新規受け入れた場合)

